第三目　事実の調査及び証拠調べ

（事実の調査及び証拠調べ等）

第七十七条　家庭裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをしなければならない。

2　申立人及び相手方は、それぞれ第二十七条に規定する事由（第二十八条第一項第二号に規定する場合に関する事由を含む。）についての資料及び同項に規定する事由についての資料を提出するほか、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。

（疎明）

第七十八条　疎明は、即時に取り調べることができる資料によってしなければならない。

（家庭裁判所調査官による事実の調査）

第七十九条　家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

2　急迫の事情があるときは、裁判長が、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

3　家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果を書面又は口頭で家庭裁判所に報告するものとする。

4　家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができる。

（家庭裁判所調査官の期日への立会い等）

第八十条　家庭裁判所は、必要があると認めるときは、子の返還申立事件の手続の期日に家庭裁判所調査官を立ち会わせることができる。

2　家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項の規定により立ち会わせた家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができる。

（裁判所技官による診断等）

第八十一条　家庭裁判所は、必要があると認めるときは、医師である裁判所技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができる。

2　第七十九条第二項から第四項までの規定は前項の診断について、前条の規定は裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について、それぞれ準用する。

（事実の調査の嘱託等）

第八十二条　家庭裁判所は、他の家庭裁判所に事実の調査を嘱託することができる。

2　前項の規定による嘱託により職務を行う受託裁判官は、他の家庭裁判所において事実の調査をすることを相当と認めるときは、更に事実の調査の嘱託をすることができる。

3　家庭裁判所は、相当と認めるときは、受命裁判官に事実の調査をさせることができる。

4　前三項の規定により受託裁判官又は受命裁判官が事実の調査をする場合には、家庭裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

（調査の嘱託等）

第八十三条　家庭裁判所は、必要な調査を外務大臣に嘱託するほか、官庁、公署その他適当と認める者に嘱託し、又は学校、保育所その他適当と認める者に対し子の心身の状態及び生活の状況その他の事項に関して必要な報告を求めることができる。

（事実の調査の通知）

第八十四条　家庭裁判所は、事実の調査をしたときは、特に必要がないと認める場合を除き、その旨を当事者及び手続に参加した子に通知しなければならない。

（陳述の聴取）

第八十五条　家庭裁判所は、子の返還の申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き、当事者の陳述を聴かなければならない。

2　家庭裁判所が審問の期日を開いて当事者の陳述を聴くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができる。ただし、当該他の当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（証拠調べ）

第八十六条　子の返還申立事件の手続における証拠調べについては、民事訴訟法第二編第四章第一節から第六節までの規定（同法第百七十九条、第百八十二条、第百八十七条から第百八十九条まで及び第二百七条第二項の規定を除く。）を準用する。この場合において、同法第百八十五条第一項中「地方裁判所若しくは簡易裁判所」とあるのは「他の家庭裁判所」と、同条第二項中「地方裁判所又は簡易裁判所」とあるのは「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

2　前項において準用する民事訴訟法の規定による即時抗告は、執行停止の効力を有する。

（不法を証する文書の提出）

第八十七条　家庭裁判所は、申立人が不法な連れ去り又は不法な留置があったことを証する文書を常居所地国において得ることができるときは、申立人に対し、当該文書を提出することを求めることができる。

第四目　子の返還申立事件の手続における子の意思の把握等

第八十八条　家庭裁判所は、子の返還申立事件の手続においては、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するように努め、終局決定をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならない。

第五目　審理の終結等

（審理の終結）

第八十九条　家庭裁判所は、子の返還申立事件の手続においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定めなければならない。ただし、当事者双方が立ち会うことができる子の返還申立事件の手続の期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができる。

（裁判日）

第九十条　家庭裁判所は、前条の規定により審理を終結したときは、裁判をする日を定めなければならない。

第六目　裁判

（裁判の方式）

第九十一条　家庭裁判所は、子の返還申立事件の手続においては、決定で、裁判をする。

（終局決定）

第九十二条　家庭裁判所は、子の返還申立事件が裁判をするのに熟したときは、終局決定をする。

2　家庭裁判所は、子の返還申立事件の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について終局決定をすることができる。手続の併合を命じた数個の子の返還申立事件中その一が裁判をするのに熟したときも、同様とする。

（終局決定の告知及び効力の発生等）

第九十三条　終局決定は、当事者及び子に対し、相当と認める方法で告知しなければならない。ただし、子（手続に参加した子を除く。）に対しては、子の年齢及び発達の程度その他一切の事情を考慮して子の利益を害すると認める場合は、この限りでない。

2　終局決定は、当事者に告知することによってその効力を生ずる。ただし、子の返還を命ずる終局決定は、確定しなければその効力を生じない。

3　終局決定は、即時抗告の期間の満了前には確定しないものとする。

4　終局決定の確定は、前項の期間内にした即時抗告の提起により、遮断される。

（終局決定の方式及び裁判書）

第九十四条　終局決定は、裁判書を作成してしなければならない。

2　終局決定の裁判書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　主文

二　理由

三　当事者及び法定代理人

四　裁判所